

和歌山工業高等専門学校における施設マネジメント指針

制 定 平成17年10月19日

最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 本校が新しい時代に対応した創造力に富み、人間性豊かな技術者育成の拠点として発展する上で、その基盤である施設はきわめて重要であり、教育研究と施設は有機的関係を保つことによって初めて高等専門学校の本来の機能が発揮できるものである。

本指針は本校が国内外の競争的環境の中で活発な教育研究を展開するため、施設の側面から、全学的に教育研究環境の維持・向上を図るとともに、地球環境の保護についての諸施策を推進することを目的とする。

(施設マネジメントのシステム構築)

第2条 本校の全校的なトップマネジメントの重要事項の一つとして施設マネジメントを位置づけ、全校的な視点に立った意思決定システムを構築する。そこでは、施設についての整備及び利用と維持管理に関わる計画の作成及びその進捗状況を把握するとともに、自己点検・評価を行い次期計画に反映させる。

(施設マネジメントの執行体制)

第3条 本校が21世紀に輝くための教育研究を実施するには、施設計画、施設整備、施設管理を一元的に担当し、全学的視点に立った速やかな意思決定を行い、統括的に施設マネジメントを推進する必要がある。

(施設マネジメントの方策)

第4条 施設マネジメントに関し、実施の方策として予防保全の導入、クオリティ・スペース・コストマネジメントの実施、良好な教育研究環境を整備及び保持するための全学的な体制の確立、地球環境への配慮などについて積極的に取り組む必要がある。

(担当委員会)

第5条 この指針に基づく管理・運営体制を確立するための委員会については、別に定める。

附 則

この指針は平成17年10月19日から施行する。

附 則

この指針は平成19年3月20日から施行する。

附 則

この指針は令和7年4月1日から施行する。